

日本ダンス議会（JDC）中部総局昇降級規定

1 日本ダンス議会（JDC）中部総局における昇降級を次のように規定する。

2 本総局所属の選手の昇級につき昇降級審議委員会は次の基準により審議する。

(1) 各級昇級基準

イ ノービス級よりD級

ノービス級競技会において下記の成績を得たとき即日D級に昇級する。ただし、同日に2種目以上の競技会が行われたとき、各種目の昇級資格者が重複しても、次点者を取らない。（上位級との混合競技会の場合は、同級選手のみのカウントとする。）

出場組数	成績	昇級組数（20%）
2組～7組	1位	1組
8組～12組	1位～2位	2組
13組～17組	1位～3位	3組
18組～22組	1位～4位	4組
23組～27組	1位～5位	5組
28組以上	1位～6位	6組

ロ D級よりC級

D級競技会において、別表得点表による過去1年間の累計得点がスタンダード15点、ラテン10点に達したときC級に昇級する。

ハ C級よりB級

C級競技会において、別表得点表による過去1年間の累計得点がスタンダード25点、ラテン20点に達したときB級に昇級する。

ニ B級よりA級

B級競技会において、別表得点表による過去1年間の累計得点がスタンダード30点、ラテン25点に達した選手は、その年の末に審議の上、A級への昇級資格を与えることができる。

(2) 下位の選手が上級競技会に挑戦し、点数を得た場合はその選手の持ち点に加算する

(3) JDCメイン競技会において、以下のように昇級得点与える。

イ **日本ダンス議会本部主管の全日本級競技会で中部総局が認めたものにおいて**、B級以下の選手が出場した場合には1点の昇級得点を与える。そして、D級、C級選手が1次予選を、B級選手が2次予選を通過した場合、5点を与え、さらに、次ラウンド通過する毎に5点ずつの昇級得点与える。

ロ **日本ダンス議会本部主管の全日本級競技会で中部総局が認めたものにおいて**、ライジングスター戦において、D級、C級選手が1次予選を、B級選手が2次予選を通過した場合、2点を与え、さらに、次ラウンド通過する毎に2点ずつの昇級得点与える。

別表1

出場組数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
2組～5組	4						
6組～10組	5	4					
11組～20組	6	5	4				
21組～30組	8	6	5	4			
31組～40組	10	8	6	5	4		
41組～60組	12	10	8	6	5	4	
61組以上	12	10	8	6	5	4	2

中部選手権の得点

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位
15	13	11	9	8	7	6	5	4	3	2	1

3 本総局所属の選手の降級につき昇降級審議委員会は次の基準により審議する。

(1) 降級基準

イ A級よりB級

一年間を通じ準決勝以上の成績を2回以上得られなかつた選手

(出場組数15組以下の場合は **別表2** 参照)

ロ B級よりC級

一年間を通じ18位以上の成績を2回以上得られなかつた選手

(出場組数23組以下の場合は **別表2** 及び **別表3** 参照)

ハ C級よりD級

一年間を通じ1次予選通過の成績を2回以上得られなかつた選手

(出場組数15組以下の場合は **別表2** 参照)

※上記の基準は出場組数の75%以内(切上げ)の順位をカウントする。

別表2	出場組数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	合格組数	2	3	3	4	5	6	6	7	8	9	9	10	11	12

別表3	出場組数	16	17	18	19	20	21	22	23
	合格組数	12	13	14	15	15	16	17	18

(2) 年間を通じて、中部総局の競技会の出場回数が、その開催回数の1/4未満であった場合。

ただし産休、病気等で休場届けのある選手を除く

(3) 中部総局以外の成績についても降級の参考として審議する。

付則 (1) この昇降級規定は平成17年1月1日より施行する。

(2) JDCメイン競技会、日本シリーズの昇級得点を追加、平成19年8月1日より施行する。

(3) A級、B級の昇級ポイントを変更、平成20年2月3日より施行する。

(4) ノービス級の昇級カウントの変更、平成21年2月1日より施行する。

(5) 日本シリーズに関する記述を削除、平成26年8月28日より施行する。

(6) ノービス級の出場組数の変更、総局外競技会の昇級ポイントの変更、平成29年2月5日より施行する。